

我孫子市学校給食費支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、物価高騰等が子育て世帯の家計に与える影響を軽減するため、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)が負担する学校給食費の一部を減額するために予算の範囲内で交付する我孫子市学校給食費支援金(以下「支援金」という。)に関し、我孫子市補助金等交付規則(平成元年規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校 我孫子市立小学校設置条例(昭和39年条例第9号)第2条に規定する小学校をいう。
- (2) 中学校 我孫子市立中学校設置条例(昭和39年条例第10号)第2条に規定する中学校をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 児童生徒 小学校に在籍する児童又は中学校に在籍する生徒をいう。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、保護者に学校給食費の負担が生ずる児童生徒(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。以下同じ。)1人につき1月当たり1,000円とし、支援金は、当該児童生徒が在籍する小学校又は中学校の学校長に交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする学校長は、我孫子市学校給食費支援金交付申請書(様式第1号)に、我孫子市学校給食費支援金計算書(様式第2号)を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定し、我孫子市学校給食費支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした学校長に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 我孫子市補助金等交付規則第5条の規定により付する同条第2号の事項に関する条件は、交付された支援金を、既定の学校給食費の額（学校給食費を日割りによって計算するか否かにかかわらず、月額为学校給食費の額）から児童生徒1人につき1月当たり1,000円を減額するために使用することとする。

（実績報告）

第7条 第5条の規定による支援金の交付の決定を受けた学校長（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた事業が完了したときは、我孫子市学校給食費支援金実績報告書（様式第4号）に、学校給食費支援金実績内訳書（様式第5号）を添えて、市長に報告しなければならない。

（支援金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の額を確定し、我孫子市学校給食費支援金交付確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第9条 交付決定者は、支援金の交付を受けようとするときは、我孫子市学校給食費支援金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

（1） 第6条に規定する支援金の交付の条件に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を

命じるものとする。

(関係書類の保存等)

第11条 交付決定者は、我孫子市補助金等交付規則第20条に規定する書類を備え、第5条の規定による支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類を調査することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。